

令和2年5月5日

臨時休館中の返金手続きのご案内

臨時休館中にホール・練習室のお申込みをされていた場合の返金手続きは以下の通りです。

1. 取止め届のご提出は不要です。

2. 必要となるもの

◇通帳の見開きページ(2ページ目)のコピー(画像)をご用意ください。

※ 通帳の名義は利用許可申請書に記載された団体名・代表者に限ります。

※ 通帳に団体名の記載がない等、**ご不明な点がございましたらお電話にてご相談**ください。

電話番号:092-761-6567

◇提出方法

- ① スキャナー機能の付いたプリンターをお持ちの場合は画像をスキャンして PDF か JPG でパソコンに保存。以下のメールアドレスへ送信してください。**件名には「書類送付」**としてください。

uketsuke@fukuoka-civichall.jp

- ② コピー機があり、ファックスをお持ちの場合は以下の番号へ送信してください。

fax 番号:092-761-5866

- ③ 以上の2つの方法ができない場合は、スマートフォン・携帯電話で撮影し、以下のメールアドレスへ送信してください。**件名には「書類送付」**としてください。

uketsuke@fukuoka-civichall.jp

以上

不要不急の外出を避けるためのご案内です。期間中できる限りご来館はお控えください。

(株)福岡市民ホールサービス

(福岡市民会館指定管理者)

電話 092-761-6567

fax 092-761-5866

mail uketsuke@fukuoka-civichall.jp